自治体債権の一元管理 ~組織のマネジメントと職員の意識改革~

> 船橋市税務部債権管理課 仲 臺 幸 彦

本日の説明内容

第1節 地方公共団体の債権

第2節 税及び強制徴収公債権

第3節 非強制徴収公債権及び私債権

第4節 議会

○ 船橋市の概要(平成28年4月1日現在)

昭和12年4月 2町3村を合併し

船橋市制施行

平成15年4月 中核市

船橋市

人口:624,473人

世帯:273,901世帯

職員数:4,695人(うち税務部147人)

平成28年度一般会計予算: 2, 122億5千万円

(うち市税収入981億9,430万円 構成比:46.3%)



船橋市債権管理課 組織図 (平成28年11月) 債権管理課長 室 長 課長補佐 **5** 3 8 7 常勤職員6名·臨時職員1名·正職員6名·再任用職員1名· ⑨ 民 6 正職員5名·再任用職員2名 4機動班(市税) ②換価 •非常勤職員1名 正職員5名•非常勤職員1名 正職員6名•非常勤職員2名 正職員5名•非常勤職員1名(市税+強制徴収公債権) 正職員5名·非常勤職員4 (市税+強制徴収公債権) 正職員3名•非常勤職員3名 正職員4名·非常勤職員 正職員2名•非常勤職員1名 (市税+強制徴収公債権)債権管理第1班 管理班 高額機動班 納税相談班 特別滞納処分班 債権管理第2班 事債権室 (市税) 1 名 名

課合計(正職員44名(内育休2名)・再任用職員3名・非常勤職員20名・臨時職員1名・指導員1名)69名

第1節 地方公共団体の債権

- 1 債権とは
- 2 債権の分類
- 3 法的効果の違い
- 4 債権分類別収入未済額

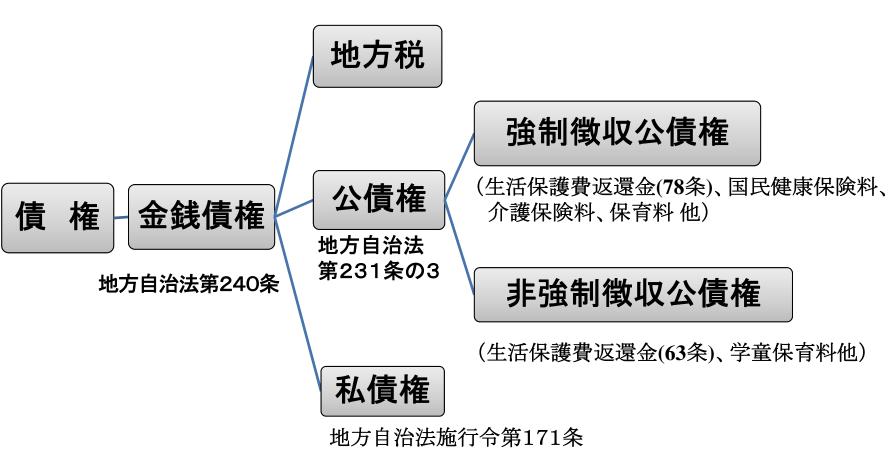
1-1 債権とは(地方自治法240条)

(債権)

第二百四十条 この章において「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行 その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権
- 二 過料に係る債権
- 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
- 四 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第二条第一項 に規定する電子記録債権
- 五 預金に係る債権
- 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 七 寄附金に係る債権
- 八 基金に属する債権

1-2 債権の分類



地方自治法施行令第171条(公営住宅使用料、奨学金他)

公債権(地方自治法第231条の3)

(督促、滞納処分等)

- 第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、<u>期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による<u>督促をした場合に</u> おいては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の<u>手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収</u> 収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査 請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、 当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての<u>審査請求又は異議申立てに</u> 関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、<u>当該</u> 処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての 審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければ ならない。
- 8 議会は、<u>前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなけれ</u> ばならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を 停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、 これをすることができる。

私債権(地方自治法第171条)

(督促)

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、<u>債権(地方自治法</u> 第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を 除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、 期限を指定してこれを督促しなければならない。

時効(地方自治法第236条)

(金銭債権の消滅時効)

- 第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、 時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、<u>五年間これを行な</u> <u>わないときは、時効により消滅する。</u>(略)
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。(略)
- 3 <u>金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。</u>(略)
- 4 <u>法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、</u> 民法第百五十三条 の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

1-3 債権分類による法的効果の違い

| 債権の区分 | | 発生 | 督促 | 回収 | 消滅 | |
|-------|--------------|------------------|---|------------------------------|-------------------|---|
| 地方税 | | | 不服申立 て可 | | | |
| 公債権 | 強制徴収 公債権 | 公法上の原因 不服申立て可 | 時効中断 の効果 督促手数 料徴収可 | 滞納処分 | 執行停止 | 時効期間 経過によ り消滅 |
| | 非強制徴収 公債権 | | | | | |
| | 私債権 | 私法上の原因不服申立て不可 | 不て時の 野田 で の が の が の が り り り り り り り り り り り り り り | 訴えの提 起等訴訟 手続きに より回収 | 債権放棄 により消 滅 | 債務免除 (当初の 履行期保 から10年 経過) 時効の援 用 |

| | | 平成27年月 | 度 収入未済化 | 責権分類別繰 | 越額一覧 | |
|------------------------------|----------------------------------|--|--|----------------|---|---|
| | | 市税 | 強制徴収公債権 | 非強制徴収公債権 | 私債権 | 合計 |
| 債権数 | | 1 | 16 | 23 | 30 | 70 |
| | | 1 | 10 | 12 | 17 | 28 |
| 調定額 | | 98,136,381,868円 | 40,671,471,993円 | 1,861,160,522円 | 19,713,001,472円 | 160,382,015,855円 |
| 収入済額 | | 93,544,065,522円 | 36,482,461,077円 | 1,038,580,339円 | 17,175,935,477円 | 148,241,042,415円 |
| 収入未済 | 金額 | 4,273,527,190円 | 3,685,806,866円 | 766,255,614円 | 2,531,657,777円 | 11,257,247,447円 |
| | 件数 | 281,007件 | 727,960件 | 6,612件 | 16,865件 | 1,032,444件 |
| 不納欠損 | 金額 | 318,789,156円 | 503,204,050円 | 56,324,569円 | 5,408,218円 | 883,725,993円 |
| | 件数 | 26,024件 | 134,035件 | 980件 | 67件 | 161,106件 |
| 賃権区分 | | | | 非強制徴収債権 | | |
| 債権 | 区分 | 市税 | 強制徴収公債権 | | | 合計 |
| | | 市税 1 | 強制徴収公債権 | | 債権/私債権 | 合計 70 |
| | 重数 | 市税 1 1 | | 非強制徴収公 | 債権/私債権 3 | |
| | を数 課数 | 市税 1 1 98,136,381,868円 | 16 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 | 70 |
| 債権 所管 | 在数 課数 E額 | 1 1 | 16 10 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 4 | 70 28 |
| 債格 所管 調定 収入 | 在数 課数 E額 | 1 1 98,136,381,868円 | 16 10 40,671,471,993円 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 4 21,574,161,994円 | 70 28 160,382,015,855円 148,241,042,415円 |
| 債権 所管 調定 | 至数 課数 E額 済額 | 1 1 98,136,381,868円 93,544,065,522円 | 16 10 40,671,471,993円 36,482,461,077円 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 4 21,574,161,994円 18,214,515,816円 | 70 28 160,382,015,855円 148,241,042,415円 11,257,247,447円 |
| 債格 所管 調定 収入 収入未済 | 至数 課数 E額 済額 金額 | 1 1 98,136,381,868円 93,544,065,522円 4,273,527,190円 | 16 10 40,671,471,993円 36,482,461,077円 3,685,806,866円 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 4 21,574,161,994円 18,214,515,816円 3,297,913,391円 | 70 28 160,382,015,855円 148,241,042,415円 11,257,247,447円 1,032,444件 |
| 債格 所管 調定 収入 | 全数 課数 E額 済額 金額 件数 | 1 1 98,136,381,868円 93,544,065,522円 4,273,527,190円 281,007件 | 16 10 40,671,471,993円 36,482,461,077円 3,685,806,866円 727,960件 | 非強制徴収公 5 | 債権/私債権 3 4 21,574,161,994円 18,214,515,816円 3,297,913,391円 23,477件 | 70 28 160,382,015,855円 |

②所管課数は、各項目(各債権欄・合計欄)において2以上の債権を所管している所管課がある場合、1とカウントして計算しています。

③件数は、債権につき数え方(例:期別ごと、年度ごと、債務者ごと等)が異なります。

第2節 税及び強制徴収公債権

- 1 一元徴収の根拠・メリット
- 2 一元徴収のための組織マネジメント
- 3 個人情報の取扱いの理論
- 4 滞納整理の8つの秘訣
- 5 弁済の充当順位
- 6 催告による時効中断

2-1 一元徴収の根拠法令

地方税の滞納処分の例により処分することができる公債権及び根拠根拠

- 国民健康保険料:国民健康保険法第79条の2
- 後期高齢者医療保険料:高齢者の医療の確保に関する法律第113条
- ▶ 介護保険料:介護保険法第144条
- 保育料:児童福祉法第56条第8項(公立)子ども・子育て支援法附則第6条第7項(私立)
- 下水道使用料:地方自治法附則第6条第3号
- 下水道受益者負担金:都市計画法第75条第5項
- ・ 養育医療の給付に関する徴収金:母子保健法第21条の4第3項
- ・ 療育の給付に関する徴収金:母子保健法第21条の4第3項
- ・ 路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料:地方自治法第231条の3第3項
- 生活保護費返還金:生活保護法第78条第4項

2-2 一元徴収のメリット

- 1 債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではない。
- 2 債権額合計で折衝できる。
- 3 すべての債権について時効中断・執行停止・放棄ができる。
- 4 自主納付する場合の充当順位が適正にできる。
- 5 滞納者が各所管課に行かなくてすむ。
- 6 債権ごとに財産調査をする必要がない。
- 7 市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がない。
- 8 競売・破産事件の交付要求額に漏れが無い。
- 9 執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。
- 10 債権ごとに催告書を発送しなくて済む。

公債権の一元徴収

平成19年度まで

税 市



→ 徴収率・滞納額縮減率が1位

強制徴収公債権 ➡ 徴収率ダウン・滞納額増加

• 平成20年度から 市税・強制徴収公債権の一元徴収



平成23年度から 非強制徴収公債権・私債権の一元徴収

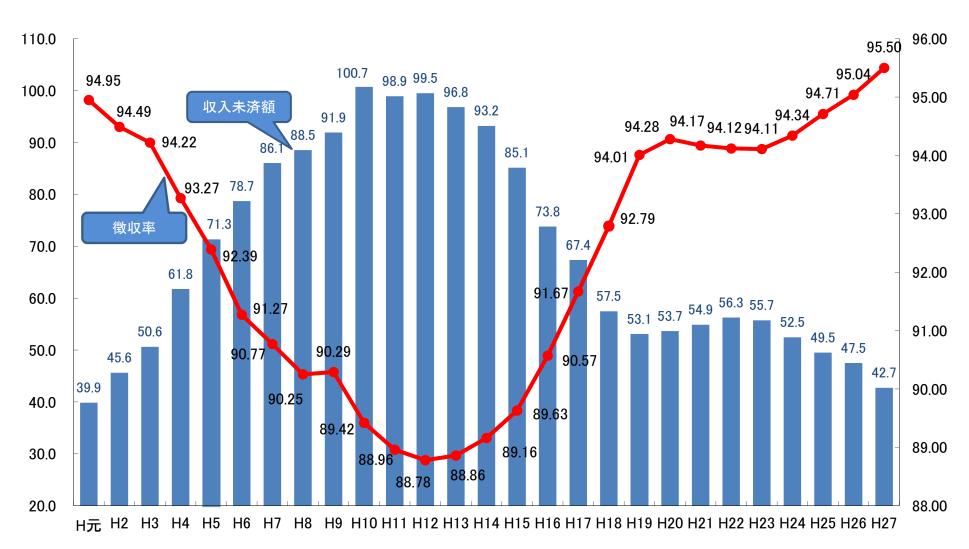


➡ 支払督促•訴訟

市税の収入未済額(滞納額)と徴収率(全体分)の推移

単位:億円

徴収率 単位:%



経緯

- 平成15年「船橋市財政健全化プラン」(平成16 ~19年)
- 平成15年第3回定例会
- 平成16年第3回定例会
- 市民感情等

- 平成19年度公金徴収一元化検討委員会発足
- •「公金徴収一元化に関する報告書」作成

実施までのスケジュール

検討委員会、部会発足 平成19年5月22日 報告書作成 平成20年1月15日 1月21日 市長、副市長説明 議長、副議長説明 2月25日 2月25日 記者発表 ホームページアップ 3月 1日 3月15日 広報掲載 催告書兼収納業務移管予告 3月10日 通知書送付(期限3月20日) 収納業務移管決定通知書送付 4月 1日 4月 1日 債権回収対策室へ移管

2-3 個人情報取扱いの理論

- 1 事務分掌
- 2 関係法令
 - ①個人情報保護に関する法律
 - ②国税徴収法
 - ③地方税法
 - 4地方公務員法
 - 5 船橋市個人情報保護条例

債権管理課事務分掌

- (1)市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権(以下「市の債権」)の管理、滞納対策等に係る総括に関すること。
- (2)市の債権の徴収督励に関すること。
- (3)市の賦課及び収納に係る情報の調査に関すること。
- (4)市の債権を所管する課(以下この項において「所管課」という。) が行う市の債権の回収事務に係る総括管理に関すること。
- (5)所管課との市の債権の回収に係る調整に関すること。
- (6)市の債権に係る滞納処分等に関すること。
- (7)市税の収納整理(他の課の所管に属するものを除く)に関すること。
- (8)徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (9)滞納処分の証明に関すること。
- (10)納税貯蓄組合に関すること。
- (11)船橋駅前総合窓口センターにおける市税(市たばこ税、特別土地 保有税、入湯税及び事業所税を除く。)の証明等の交付及び収納整 理に関すること。

民事債権室事務分掌

- (1)市の債権に係る民事訴訟の提起等に関すること。
- (2)市の債権に係る支払督促に関すること。
- (3)市の債権に係る仮差押え及び仮処分に関すること。
- (4)市の債権に係る強制執行に関すること。
- (5)交付要求、配当要求及び債権の届出に関すること。
- (6)市の債権に係る滞納処分等に関すること。
- (7)滞納者等に対する市の債務に係る調整に関すること。
- (8)市の債権の放棄に関すること。

関係法令

- (1)個人情報の保護に関する法律 第16条第3項
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
- (2)国税徴収法第141条

「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3)地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)

「・・・地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」

(4)地方公務員法第34条第1項(秘密を守る義務)

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

(5)<u>船橋市個人情報保護条例第14条第1項及び第4項(利用</u> <u>及び提供の制限)</u>

「実施機関は、・・・当該保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲で保有個人情報を利用し、又は提供する場合であって、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。」

2-4 滞納整理の8の秘訣

- (1) 徹底的に債権差押 ※国税徴収法第47条
- (2) 延滞金の完全徴収
- (3) 臨戸から来庁へ
- (4) 滞納システムの構築
- (5) 非常勤職員の活用 ※地公法適用職員
- (6) 執行停止の強化 ※地方税法第15条の7
- (7) 進行管理
- (8) セーフティーネット

2-4-(1) 徹底的に債権差押

金融機関の入出金明細書の確認

- •入金確認→振込先の確認→会社、個人の確定
- ・引き落しの確認→会社、個人の確定

 \downarrow

預貯金(次項)、給与(次項)、売掛金、敷金、保証金、過払い金ほか

※無体財産権等の差押 株式、ゴルフ会員権ほか 国税徴収法第63条差押える債権の範囲(全額の差押)

- 1 徴収職員は、債権を差押えるときは、その債権の額が徴収すべき国税の額を超える場合においても、2の場合を除き、その債権の全額を差押えなければならない(法63条本文)
- ①債権の実質的な価値は、名目上の金額によって定まるものではなく、第三債務者の任意の履行がなく強制的取立てを行う場合は、他の債権者からの配当要求があることも考えられ、このときは平等弁済しか受けられない。②外見上取立てが確実と見られる債権であっても、第三債務者からの相殺によって、取立てできない部分が生じることもあることなどなどから、債権の全額を差押える。したがって、法48条第1項に規定する「国税を徴収するために必要な財産以外の財産」を差押えることには当たらず、超過差押えの問題は生じない。

•給与差押

(国税徴収法第76条 給与の差押可能額の計算)

•預貯金差押

法第76条2項の「給与等に基づき支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押を猶予し、又は解除することができる。(法第151条第2項参照)

【1998年2月10日の最高裁判決と2013年3月29日鳥取地裁判決】

口座入金された児童手当(差押禁止財産)が、入金後も差押禁止財産としての性質(属性)を引き継ぐかどうかについて、3.29鳥取判決は「児童手当が預金口座に振り込まれた場合、法形式上は、児童手当受給権は消滅し・・・預金債権という別個の債権になることに加え、一般に児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当は識別できなくなる可能性があり・・・原則として、その金額の差押が許されると解するのが相当」と述べ、1998年の最高裁判決を基本的に踏まえた内容。

しかし、最高裁判決の原則論を踏まえながらも、一定の基準に該当する場合は、その例外として「(差押処分)違法なものと解するのが相当である」とした。

- ①処分行政庁が・・・預金口座に児童手当が入金されることを予期した上で、
- ②実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合において、
- ③実際の差押処分の時点において、客観的にみても児童手当以外に預金口座への入金がない状況にあり、
- 4.処分行政庁がそのことを知り又は知りえるべき状態にあったのに、
- ⑤なお、差押処分を断行した場合。
- 3.29鳥取判決は、被告県側に対して「本件預金口座の残高が、3月27日から73円となっていたものの、同年6月11日に児童手当の振込みがあって130,073円であること、すなわち差押にかかる預金債権の原資のほとんどが児童手当によるものであったことを確実かつ容易に確認できたことが認められると断定。本件差押処分は、権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない」と結論を下した。平成25年11月27日 広島高裁判決言渡し
- 1 被告が原告の滞納に対して行った130,073円の配当処分を取り消す。
- 2 被告は原告に対し、130,073円を返還すること。
- 3 慰謝料200,000円、弁護士費用50,000円、及び平成20年6月11日(差押時点) から支払時までの年5分の割合による金員を支払え。
- 鳥取県は広島高裁の判決を上告せず判例として確定。

• 売掛金差押

売掛金または貸付金の差押は、第三債務者である得意先または貸付先に対して「債権差押通知書」を送達して行う(徴収法第62条第1項)

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務 者に送達されたときに生ずる(徴収法第62条第 3項)

売掛金または貸付金の差押は、その全額について行う(徴収法第63条)

•賃料、敷金、保証金差押

賃料または敷金の差押は、第三債務者である賃借 人または賃貸人に対して「債権差押通知書」を送達し て行う(徴収法第62条第1項)

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生ずる(徴収法第62条第3項)

賃料の差押の効力は、賃貸関係が継続している限り、差押後に収入すべき金額にまで及ぶので、各支払期ごとの金額を差押える必要はない(徴収法第66条)なお、賃貸借関係が解除されれば差押は失効する

・過払い金差押 利息制限法第1条

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときには、その超過部分について無効とする。

- 一 元本の額が10万円未満の場合 年2割
- 二 元本の額が10万円以上100万円未満の場合年1割8分
- 三 元本の額が100万円以上の場合 年1割5分

利率は貸付限度額で決める

例えば、貸入限度額が5万円であっても、貸付限度額が50万円であれば18%で計算する

2-4-(2) 延滞金の完全徴収

- ①延滞金を徴収する→分納履行率が高い
- ②延滞金のみでも差押を執行
- ③地方税法第326条第1項(市町村民税)
- •••の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付し、または納入しなければならない。
- ④納付すべき金額に満たない場合 利息優先充当→民法第491条 元本優先充当→地方税法第20条の9
- ⑤一部納付が何回かあった場合の延滞金額の端数 処理は行わず、これらの合計額について一度だけ端 数処理を行う。

2-4-(3) 臨戸から来庁へ

- ①折衝を目的としたローラー的臨戸はしない
- ②困難事案、停止事案は臨戸
- ③納付できない理由は来庁させて
- ④分納設定は、電話ではなく来庁させ債務の 承認を得る
- ⑤納付もなく、来庁もしなければ即滞納処分

- 2-4-(4) 滞納整理システムの構築
- 2-4-(5) 非常勤一般職員の活用※地公法第34条 適用
- ①滞納者の実態調査
- ②預貯金調査
- ③配当•充当処理
- 2-4-(6) 執行停止の強化※地方税法第15条の7 地方税法第18条の時効完成による不納欠損を避ける
- 2-4-(7) 進行管理
- 2-4-(8) セーフティーネット

2-5 弁済の充当

民法第488条 弁済の充当の指定 民法第489条 法定充当

- 1 弁済期のあるものに先に充当
- 2 すべて弁済期にあるときは、債務者の利益が多い ものに先に充当
- 3 債務者の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来すべきものに先に充当
- 4 前二号の時効が相等しい場合は、額に応じて充当 民法第491条 元本、利息及び費用を支払うべき場合の 充当

2-6 催告による時効中断

民法第153条

催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支 払督促の申立て、和解の申立て、民事調停 法若しくは家事事件手続法による調停の申 立て、破産手続参加、再生手続参加、更生 手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分を しなければ、時効の中断の効力を生じない。

判例

1審 神戸地裁(平18.1.23判決) 民法153条の字面通り

2審 大阪高裁(平18.5.30判決) 逆転判決で「承認」認める

平24 最高裁上告不受理

債権管理課における強制徴収公債権の徴収額及び執行停止額実績

債権管理課

| | | | | | | | | | | | | | 具惟官垤牀 |
|----|----|---------------|------------|----|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| | | | | , | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 合計 |
| 玉 | 民份 | 建康 | 保険 | 料 | 23,737,800円 | 45,088,200円 | 79,690,910円 | 98,597,271円 | 148,011,840円 | 239,501,041 円 | 337,430,729 円 | 434,463,502 円 | 1,406,521,293円 |
| 介 | 護 | 保 | 険 | 料 | 6,489,538円 | 7,082,078円 | 5,044,001円 | 7,765,008円 | 6,814,942円 | 10,827,252円 | 9,950,364円 | 14,222,689円 | 68,195,872円 |
| 後医 | 期療 | 高保 | 齢 険 | 者料 | - | - | _ | _ | 1,024,000円 | _ | 720,400円 | 1,105,200円 | 2,849,600円 |
| 養関 | | 療の る 徴 | | | 1 | 100,239円 | 52,200円 | _ | I | | 1 | _ | 152,439円 |
| 下 | 水 | 道(| 更用 | 料 | 18,440,346円 | 22,539,222円 | 19,874,610円 | 21,671,499円 | 34,697,474円 | 28,274,398円 | 26,053,473円 | 34,913,127円 | 206,464,149円 |
| 下 | 水道 | 受益 | 肾負担 | 金 | 4,323,170円 | 2,116,690円 | 925,414円 | 959,310円 | 1,451,706円 | 679,649円 | 597,199円 | 679,030円 | 11,732,168円 |
| 保 | | 育 | | 料 | 12,300,080円 | 11,889,704円 | 10,130,827円 | 6,515,575円 | 3,378,320円 | 2,948,605円 | 1,217,412円 | 2,887,324円 | 51,267,847円 |
| 合 | | | | 計 | 65,290,934円 | 88,816,133円 | 115,717,962円 | 135,508,663円 | 195,378,282円 | 282,230,945 円 | 375,969,577 円 | 488,270,872 円 | 1,747,183,368円 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 執 | 行 | 停 | 止 | 額 | 48,357,584円 | 47,289,910円 | 35,435,476円 | 36,400,342円 | 30,618,458円 | 47,659,968円 | 50,353,396円 | 24,810,807円 | 320,925,941円 |

第3節 非強制徴収公債権及び私債権

- 1 債権管理条例の制定
- 2 支払督促・民事訴訟
- 3 地方裁判所•簡易裁判所
- 4 債権の届出
- 5 債権放棄
- 6 相殺

3-1 債権管理条例の制定

制定の目的:地方公共団体の金銭債権は、各債権の個別条例により規定されている。しかしながら、債権の取扱いについて統一した基準や理念が無いことから、同じ公債権であっても延滞金徴収の有無や、時効期間が満了した私債権の収入未済の取扱い等、債権管理条例によって公平公正な債権管理を図り、健全な行財政運営に資する。

対象債権: 市の金銭債権(市税、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権)全てを包含する条例

※地方自治法第96条第1項第10号による権利放棄を議会の 議決を必要とせずに債権放棄を行なう。(職員の不作為による 収入未済債権の権利放棄は許さない)

3-2-(1) 支払督促

☆簡易裁判所に債権者が支払督促申立てを行う手 続き。(民訴法第383条)

ポイント

- 1. 時効中断事由
- 2. 訴訟費用の半額
- 3. 議会の議決は不要
- 4. 債務名義取得し強制執行
- 5. 債務者の住所地を所管する簡易裁判所
- 6. 公示送達が認められない。
- 7. 債務者が異議申し立てると訴訟手続きに移行 (民訴法第395条)

3-2-(2) 民事訴訟法

(支払督促の申立て)

第383条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

- 2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。
- 一 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所にお ける業務に関するもの

当該事務所又は営業所の所在地

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求 手形又は小切手の支払地

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3-3 地方裁判所と簡易裁判所

- 1. 簡易裁判所
- (1) 訴訟の目的の価額が140万円以下のもの
- (2) 支払督促の申立て
- (3) 民事調停
- 2. 地方裁判所
- (1) 訴訟の目的の価額が140万円を超えるもの
- (2) 破産、民事再生の手続き
- (3) 捜索・差押などの礼状に関する手続き
- * 支払訴訟(持参債務)と取立訴訟は義務履行地が違う

3-4 債権の申し出の整理

| 申出の事由 | 申出の内容 | | | | | | | | | |
|--------------|---------|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 市税 | 非強制徴収公債権 | | | | | | | | |
| | 強制徴収公債権 | 私債権 | | | | | | | | |
| 1強制執行競売開始決定 | 交付要求 | 配当要求 (債務名義が必要) | | | | | | | | |
| ②抵当権実行の開始決定 | | | | | | | | | | |
| ③破産手続開始決定 | 破産債 | 権の届出 | | | | | | | | |
| 4 民事再生手続開始決定 | 再生債 | 権の届出 | | | | | | | | |

Q.債権届出の催告書(強制競売)・破産手続開始通知書(破産)が送達され、債権があるにもかかわらず、債権の申出をしなかった場合

A. 債権があるにもかかわらず、債権の申出をしないということは、債権放棄になる。債権放棄は、地方自治法第96条第1項第10号に該当し、議会の議決を必要とするか、債権管理条例で債権放棄を規定していれば条例に基づき放棄する。

そのいずれでもない場合は、単に職員の不作為でしかない。(住民監査請求に耐えられない)

支払督促及び訴訟事件実績一覧(平成28年3月末現在)

| | | | | | | | | 民事 | 訴訟・支 | 払督促の | | | | | | | | 穷 | E納内訳 | | 徴収内訳 | | |
|------|-------------------------|--------|-------|------------|--------------|----------|--------------|------------|------|----------|----------|---------|-------------|--------------|--------------|-----------------|-----|-----------|---------------|--------------|----------------|----------|-------------|
| 債権 | 債権名 | 滞納債権 | 民事訴訟 | 支払督促 | 滞納額 | 異議 申立 | 債 | 務名義取 | 得 | 債務 未正 | 名義 2得 | | 仮差押 | 強制執行申立 | 債権 の | 相殺 | 返還 | | | | | | 合計 |
| 種別 | 钡催石 | 件数 | 件数 | 申立件数 | (元本) | 訴訟 移行 | 異議なし | 判決 | 和解 | 失効 | 取下げ | 未確定 | 申立 件数 | 件数 | 申出 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 金額(元本) | 元本 | 延滞金又は 遅延損害金 | 費用 | ⊞ AT |
| | 生活保護費返還金 | 24 | - | 24 | 42,257,201円 | 16 | 7 | 12 | 3 | 0 | 1 | 1 | - | 16 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2,809,350円 | 7,447,918円 | 40,000円 | 151,226円 | 7,639,144円 |
| | U尿収集手数料 | 7 | - | 6 (1) | 227,197円 | 1 (1) | 2 | 1 (1) | 0 | 0 | 1 | 2 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 190,370円 | 190,370円 | 0円 | 25,394円 | 215,764円 |
| | 退職手当返納金 | 1 | - | - | 24,511,650円 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 0 | 0 | 0円 | 11,150,000円 | 0円 | 0円 | 11,150,000円 |
| 非 | 児童育成料 | 23 | 1 | 22 ※2 | 2,024,000円 | 1 | 12 | 1 | 0 | 5 | 4 | 1 | - | 3 | 1 | 0 | 0 | 18 | 1,488,000円 | 1,540,792円 | 0円 | 64,958円 | 1,605,750円 |
| 公強債制 | 市場使用料 | 3 | - | 4 ※2 | 7,411,059円 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3,375,559円 | 3,545,559円 | 0円 | 19,070円 | 3,564,629円 |
| 権徴収 | 行政財産目的外使用料 | 1 | - | 1 | 4,780円 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4.780円 | 4,780円 | 0円 | 11,745円 | 16,525円 |
| | 保険給付費返納金 | 11 | - | 11 | 1,186,601円 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 709,050円 | 719,632円 | 32,300円 | 16,862円 | 768,794円 |
| | 児童手当返還金 | 3 | | 3 | 201,000円 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 70,000円 | 70,000円 | 0円 | 0円 | 70,000円 |
| | 児童扶養手当返還金 | 1 | - | 1 | 290,000円 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0円 | 55,607円 | 0円 | 0円 | 55.607円 |
| | 母子家庭、父子家庭等医療費 助成金返還金 | 1 | - | (1) | 19,393円 | (1) | 0 | 0 | (1) | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0円 | 19.393円 | 0円 | 0円 | 19,393円 |
| | 埋蔵文化財調査協力金 | 1 | - | 1 | 2,700,000円 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2,700,000円 | 2,700,000円 | 301,168円 | 0円 | 3,001,168円 |
| | 奨学金返還金 | 18 | 1 | 23 ※2 | 5,346,500円 | 9 | 6 | 1 | 6 | 0 | 7 | 5 ※3 | - | 3 | 0 | 1 | 0 | 9 | 3.081.500円 | 4,060,077円 | 1,471,759円 | 54,563円 | 5,586,399円 |
| | 市営住宅使用料 | 9 | - | 9 | 6,564,000円 | 4 | 5 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | - | 3 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3,564,000円 | 4.476.600円 | 1,284,661円 | 24,950円 | 5,786,211円 |
| | 市営住宅駐車場使用料 | 2 | - | (2) | 145,950円 | (1) | (1) | 0 | (1) | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 95,550円 | 95,550円 | 51,386円 | 168F | 146.936円 |
| | 小売市場使用料 | 1 | - | 1 | 795,000円 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 795,000円 | 795,000円 | 0円 | 0円 | 795,000円 |
| | 心身障害者等住宅整備資金 貸付金償還金 | 3 | - | 3 | 4,350,000円 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0円 | 1,275,000円 | 0円 | 25,270円 | 1,300,270円 |
| | 水洗便所化改造工事資金貸 付金償還金 | 7 | - | 7 ※2 | 1,376,900円 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1,258,100円 | 1,277,900円 | 338,842円 | 46,830円 | 1,663,572円 |
| | 国民健康保険出産費資金貸 付金返還金 | 2 | - | 2 | 710,000円 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 350,000円 | 479,831円 | 114,788円 | 68,495円 | 663,114円 |
| 私債権 | 船橋市立看護専門学校授業 料 | 1 | - | 1 | 90,000円 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 90.000円 | 90,000円 | 5,810円 | 3,630円 | 99.440円 |
| 186 | さざんか学園使用料 | 1 | - | 1 | 74,180円 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 74,180円 | 74,180円 | 14,602円 | 13,746円 | 102,528円 |
| | 応急仮設住宅家賃等弁償金 | 1 | - | 1 | 288,047円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 288,047円 | 288,047円 | 29,362円 | 3,430円 | 320,839円 |
| | 雑収益 | 2 | - | (3) | 5,594,376円 | 0 | (2) | (1) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1,776,850円 | 1,776,850円 | 1,082,140円 | 0円 | 2,858,990円 |
| | 市営霊堂使用料 | 8 | - | 7 (1) | 457,560円 | 2 (1) | 4 | 1 (1) | 1 | 0 | 1 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12,600円 | 72,600円 | 1,515円 | 0円 | 74.115円 |
| | 実費徴収金 | 2 | | (2) | 74,824円 | (1) | (1) | (1) | 0 | 0 | 0 | 0 | - | (2) | 0 | 0 | 0 | 1 | 3,318円 | 3,318円 | 1,138円 | 0円 | 4,456円 |
| | 差押債権 | 8 | 7 | 1 | 7,405,729円 | - | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4,015,716円 | 4,896,990円 | 146,782円 | 45,898円 | 5,089,670円 |
| | 入札保証金に代わる違約金 | 1 | - | 1 | 1,004,157円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1,004,157円 | 1,004,157円 | 15,397円 | 0円 | 1,019,554円 |
| | 医業収益 | 1 | - | 1 | 3,085,709円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| ſ | 権管理課支援債権 ※1 | 133 | - | - | 40.123.426円 | - | - | - | - | - | - | - | - | 7 | 34 | 9 | 0 | 57 | 8,692,964円 | 11,660,511円 | 71.420円 | 43.292円 | 11,775,223円 |
| | 合計 | 276件 | 9人 | 149人 ※2 | 158,319,239円 | 47人 | 54人 | 28人 27件 | 18人 | 15人 | 23人 | 20人 | 1人 | 44件 | 36件 | 10件 | 3件 | 128件 | 36,449,091円 | 59,770,662円 | 5,003,070円 | 619,359円 | 65,393,091円 |
| | - A1 | 2/017 | 9件 | 131件 | 100,019,239円 | 43件 | 4917 | 2/17 | | 141件 | 1017 | 1017 | 1件 | ***** | 3017 | 1017 | 317 | 1201+ | 55,445,05 [1] | 59,770,002FJ | 5,003,070FJ | 019,009 | 1160,060,00 |
| 「売の目 | 方】・「滞納債権件数」は、1人の | 進命来につき | 同一传统中 | つい物を批判の | 产送れがキュアナ1州 | し粉っ士 | - | | | | | | VV + DBs+4c | ACC TO SER - | +33 /ats +4c | AND HOLDER TO S | | - >+ Ab = | 4±++47-#1-# | 権回収を行った債権 | | | |

【表の見方】・「滞納債権件数」は、Ⅰ人の滞納者につき同一債権内で複数期別等滞納があっても1件と数えます。 ・「強制執行申立件数」「債権の申出件数」は、同一滞納者に対し複数回行っている場合があります。 ・合計欄以外の活成」の数字は、他債権と併せて支払前使申立てを上に債権数です。

^{※・「}債権管理課文援債権・・・債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権 (既に債権所管課において債務名義を取得していた債権の強制執行及び債権の届出等) ※と支払替促申立件数・合計人数・・各債権の申立件数のうち、2人以上の債務者をまとめて申立てしている場合があります。 ※3 複数の債務者を1性の支払 終促で阻し立て、 後促展進所出た場合、複数性の訴訟事件となることがあります。

3-5 債権放棄

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 <u>法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の</u> 定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

債権管理条例に基づく債権放棄の留意点

- ①放棄対象者の全ての債権について放棄する。
- ②条例に基づき同一基準で放棄する。(各課で決裁を させない)
- ③非強制徴収公債権と私債権を放棄対象。
- ④報告はホームページで周知する。
- ⑤毎年ヒアリングを行い、職員の不作為による債権放 棄は絶対にさせない。

| | | | | : | 平成2 | 4年度 | €~ ∓ | ₹成2 | 6年度 | | | | 総合計 | | | | | | | | | | | |
|----------|--------------------|------|--|-------|---------------|---------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|------------|
| | 現課名 | 債権名 | | 件数 | 人数 | 実人数 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 債権額 | 件数 | 人数 | 実人数 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | | 5 号 | 6 号 | 債権額 | 債権額 |
| 1 | 健康政策課 | 1 | 看護師等養成修学資金貸付金償還金 | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | . (|) : | 1 (| 0 (|) (|) (| 272,000 | 272,00 |
| | | 2 | 高額療養費貸付金返還金 | 41 | 35 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 4,975,474 | | | | | | | T | | | | 4,975,47 |
| 2 | 国民健康保険課 | 3 | 国民健康保険出産費資金貸付金償還金 | 2 | 2 | 37 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 647,000 | | | | | | | T | | | | 647,00 |
| | | 4 | 保険給付費返納金 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,490 | 4 | . 4 | 1 4 | Į (|) 4 | 1 (| 0 (|) (| , (| 47,294 | 54,78 |
| 3 | 介護保険課 | 5 | 介護報酬返還金 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 539,339 | | | | Г | | | T | | | | 539,33 |
| | | 6 | 生活保護法第63条返還金 | 8 | 7 | | 0 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1,505,246 | 3 | : | 3 | (|) ; | 3 (| 0 (|) (| (| 524,189 | 2,029,43 |
| 4 | 生活支援課 | 7 | 生活保護法第78条徴収金 | 6 | 5 | 14 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 12,072,759 | 9 | 1 | 7 9 |) : | 3 4 | 1 (| 0 |) 2 | . (| 9,927,820 | 22,000,57 |
| | | 8 | 生活保護費過払金返還金 | 17 | 9 | | 0 | 15 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1,388,354 | 5 | : | 3 | (|) 4 | 1 (| 0 0 |)] | . (| 235,818 | 1,624,17 |
| 5 | 児童家庭課 | 9 | 児童扶養手当返還金 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 336,840 | | | | | | | T | | | | 336,84 |
| | 11 1 h = -t- 1-5 m | 10 | 児童育成料 | 4 | 3 | 3 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 202,000 | | | \top | Т | | T | \top | | | | 202,00 |
| 6 | 地域子育て支援課 | 11 | 七林第2放課後ルーム安全対策修繕費 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 246,868 | | | \top | Т | | T | \top | | | | 246,86 |
| 7 | クリーン推進課 | 12 | し尿収集手数料 | 2 | 2 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6,100 | 2 | : 2 | 2 2 | 2 (|) 2 | 2 (| 0 |) (| , (| 18,196 | 24,29 |
| \dashv | 環境保全課 | 13 | 霊園管理料 | 14 | 14 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 101,110 | | | \top | Т | | T | \top | \top | | | 101,11 |
| 8 | | 14 | 霊堂使用料 | | | | | | | | | | | 18 | 1 | 2 2 | 2 (|) 18 | 3 (| 0 |) (| , (| 97,200 | 97,20 |
| | 都市整備課 | 15 | 船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発 事業資金貸付金(元金)※2 | | | | | | | | | | | 3 | : | 3 | 2 | 2 : | 3 (|) (|) (| 2 | 79,535,797 | 79,535,79 |
| 9 | | 16 | 船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発 事業資金貸付金(利息) | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | Ŷ |) : | 1 (|) (|) (| 0 | 5,802 | 5,80 |
| | | 17 | 仮設営業所賃貸借契約賃料 | | | | | | | | | | | 1 | : | 1 1 | . (|) (|) (|) (|) (|) 1 | 473,012 | 473,01 |
| 10 | 市場総務課 | | 施設使用料 | 3 | 3 | | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3,432,968 | | | | | | | | | | | 3,432,96 |
| 10 | 1月 物 秘 分 床 | 19 | 雑収益 | 5 | 5 | i J | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 7,344,662 | | | | | | | | | | | 7,344,66 |
| 11 | 下水道総務課 | 20 | 水洗便所化改造工事資金貸付金償還金 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 503,381 | | | | | | | | | | | 503,38 |
| | | 21 | 市営住宅駐車場使用料 | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | . (|) (|) (|) (|) (| 1 | 25,200 | 25,20 |
| | | 22 | 市営住宅使用料 | 15 | 15 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 12 | 25,426,920 | | | | | | | Τ | Π | | | 25,426,92 |
| 12 | 住宅政策課 | 23 | 弁償金 | 3 | 3 | 15 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2,922,499 | | | | | | | Τ | Π | | | 2,922,49 |
| | | 24 | 訴訟費用 | 1 | 1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8,600 | | | | | | | Τ | | | | 8,60 |
| | | 25 | 木造住宅改造資金貸付金償還金 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 100,000 | | | | | | | Τ | | | | 100,00 |
| 13 | 学務課 | 26 | 奨学金返還金(修学金) | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 268,000 | | | | | | | Τ | | | | 268,00 |
| 14 | 医療センター医事課 | 27 | 医業収益 | 1,952 | 1,903 | 1903 | 0 | 18 | 0 | 0 | 15 | 1,919 | 135,433,309 | 45 | 25 | 5 25 | 5] | 1 4 | 1 (| 0 (|) 14 | 1 26 | 5,013,818 | 140,447,12 |
| | | | 合計 | 2,084 | 2,018 | 2,004 | 6 | 58 | 2 | 7 | 23 | 1,988 | 197,468,919 | 93 | 53 | 48 | 6 | 6 44 | 1 (| | 17 | 30 | 96,176,146 | 293,645,06 |
| | ※1 債権管理条例第14名 | € 1号 | 生活困窮 | 4号 | 徴収停止? | 发 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 限定承認・ 私債権時 | | | 人不存 | 在 | | | | | | | | | | | F | | 1 | | |
| | | | 独制執行、慎権甲四等後無負力 それぞれ1号該当、2号該当となっている。 | U/J | 757貝作的子 | 90.79711月7间] | | | | | | | | | | | | | | | | | | 50 |

3-6 相殺

(相殺の要件等)

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務をつ負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対等額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。 ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

(相殺の方法及び効力)

第五百六城 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。

2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。

第4節 議会

- 1 議決事件
- 2 議案質疑•委員会付託
- 3 専決処分

4-1 議決事件

(議決事件)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、 訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第 三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この 号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同 じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第 二項において準用する場合を含む。)又は同法第四十三条第一項において準 用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において 「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普 通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告と する訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

4-2 議案質疑•委員会付託

①議案質疑 答弁書作成

②委員会付託 常任委員会で課長が答弁 Q. 収入未済が毎年発生し、公債権は時効が完成して不能欠損し、私債権は事項期間が満了して債務者の援用が行われないことから時効が完成せず、収入未済が累積していく。

債権の実務担当者は、支払督促や訴訟を提起したいと思い債権管理課の担当者に法的な手続きを依頼する。債権管理課は書類を作成し、合議をするが、債権所管課長が議会対応したくないので印を押さない。

この状況を打破するにはどうしたらよいか。

4-3 専決処分

- 〇 地方自治法第179条に基づく専決処分
- ①議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
- ③普通公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告 し、その承認を求めなければならない。
- ④議会で不承認とされても効力は失われない。(条例の制定・改廃、予算処置については必要な措置を講じ議会に報告)
- 〇 地方自治法第180条に基づく専決処分
- ①議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、専決処分することができる。

○専決処分事項の指定について

平成24年9月27日 市議会議決

専決処分事項の指定について

<u>専決</u>処分事項の指定について(平成23年9月29日船橋市議会議決)の全部を 改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67条)第180条第1項の規定により、市長において事決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件100万円(交通事故に係るものにあっては、100万円に当該事故について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける金額を加えた額)以下において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 1件100万円以下の事件についてする和解又は調停に関すること。ただし、次に掲げるものは、それぞれ次に定める額以下とする。
- ア 交通事故に係るもの 100万円に当該事故について自動車損害賠償保障 法の規定を受ける金額を加えた額
- イ 金銭債権に係るもの 300万円(元本の額とする。次号において同じ。)
- 3 金銭債権に係る300万円以下の訴えの提起に関すること。
- 4 市営住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解又は調停に関すること(300万円を超える金銭債権を伴う場合を除く。)